

別表6

第3条第8号に係る市民バス利用料（加茂病院前～新飯田）

(単位：円)

停留所	坂田 暁星 高校 前	学 校 前	加 茂 病 院 前	青 海 通 前	加 茂 小 学 校 前	穀 町 前	加 茂 駅 前	駅 前 通	寿 町	旭 町	幸 町	加 茂 高 校 前	平 成 園 前	諏 訪 の 木	堀 内 医 院 前	住 寺 堀	加 茂 新 田	五 反 田	須 田 中 学 前	後 須 田	上 後 須 田	須 田 小 学 校 前	前 須 田	中 鷯 ノ 森	鷯 ノ 森	上 新 田	新 飯 田 新 町	国 道 新 飯 田 新 町		
坂田暁星高校前 学校町 加茂病院前 青海通 加茂小学校前 穀町 加茂駅前 駅前通	150							210	260	290	320	360	410	430	440															
寿町 旭町 幸町								150	160	220	240	270	310	360	390	400														
加茂高校前 平成園前								150	190	210	240	290	330	360	370															
諏訪の木 堀内医院前								150			180	230	270	300	310															
住寺堀 加茂新田								150			170	210	240	250																
五反田 須田中学前								150			190	220	230																	
後須田 上後須田								150			160	190	190																	
須田小学校前 前須田								150			150	150	150																	
中鷯ノ森 鷯ノ森 上新田								150			150	150	150																	
回数券利用料	11回の乗車につき普通利用料10回分に相当する額																													
通勤定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の50%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																													
通学定期利用料	1 1ヶ月定期 普通利用料の発売額に60を乗じて得た額の30%に相当する額 2 3ヶ月定期 1ヶ月定期の額を3倍した額の0.95に相当する額 3 6ヶ月定期 1ヶ月定期の額を6倍した額の0.9に相当する額																													
備考	1 幼児（未就学児をいう。）が乗車するときは、大人（中学生以上の者をいう。）が随伴するものとし、幼児の利用料は無料とする。 2 小学生の利用料は、表中料金の半額とし、10円未満の端数は切り上げる。 3 障害者が手帳を提示した場合は、当該障害者及び介助者の利用料は無料とする。																													